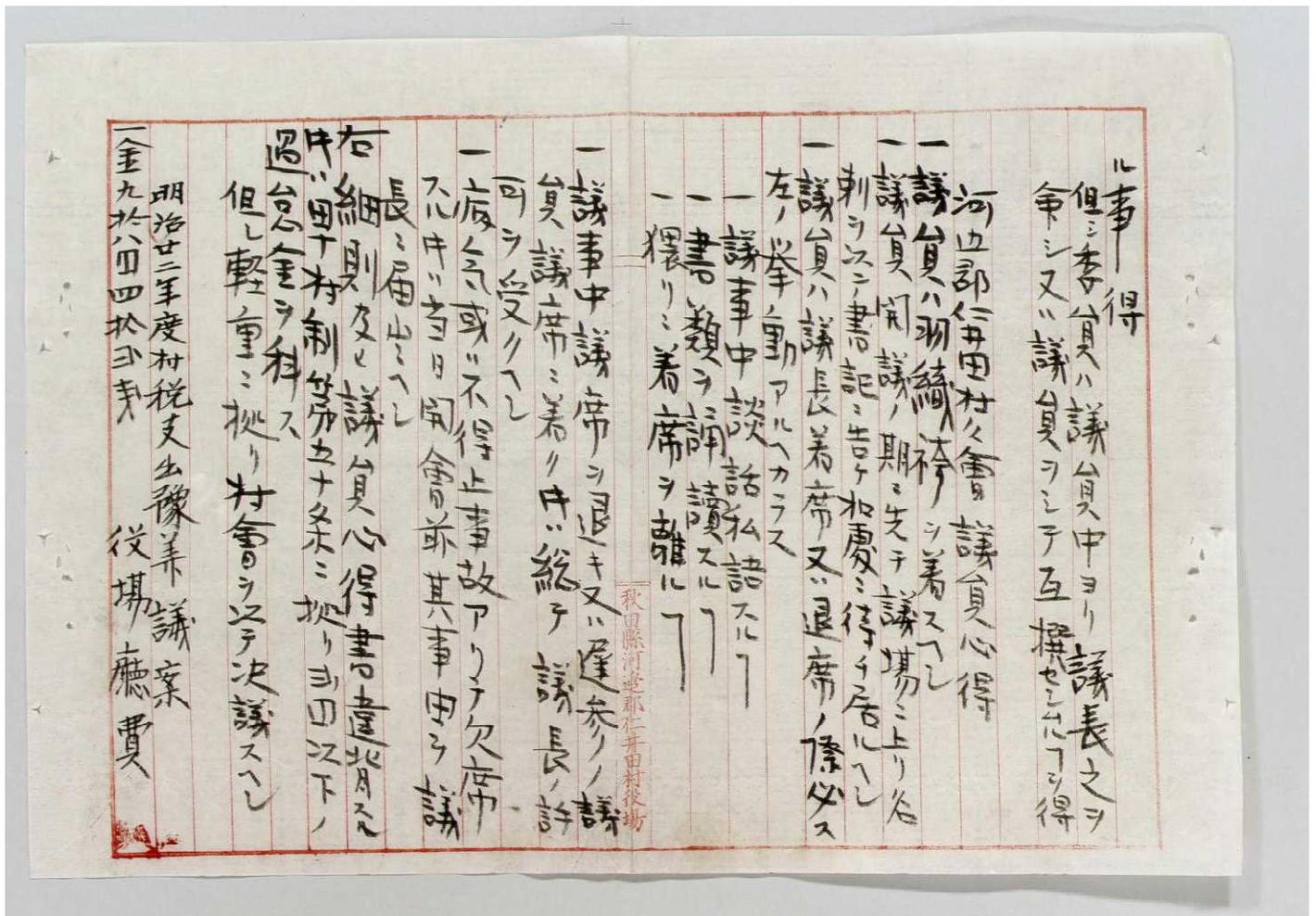


## 村会議員の正装は羽織袴

明治22年（1889）6月10日、仁井田村村会議事細則および村会議員心得が満場一致で可決されました。村会議員心得の最初に、「議員ハ羽織袴ヲ着スヘシ」と記されており、議員の正装は羽織袴であることが定められました。



ほかにも、議事中の私語の禁止や声を出して書類を読んだり、勝手に席を離れたりすることを禁止しています。このような正式な会議に慣れない議員のために、基本的な遵守事項を定めています。また、議事中の退席や遅参して着席するときは議長の許可を受けること、病気などで欠席するときは、開会前に議長に届け出ることなどが規定され、罰則も設けられました。